
公 安 委 員 会 規 則

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月6日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

高知県公安委員会規則第4号

**認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の
実施に関する規則の一部を改正する規則**

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則（平成22年高知県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号及び別記第1号様式中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。